

○立命館守山高等学校学則

2005年4月22日

規程第685号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、学校教育法にもとづき、立命館守山高等学校に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本校は、教育基本法および学校教育法に則り、総合学園立命館における中等教育機関として、中学校における教育の基礎の上に高等普通教育および専門教育を行い、学力・人格の形成につとめ、社会の有為な形成者を養成することを目的とする。

(名称)

第3条 本校は、立命館守山高等学校という。

(位置)

第4条 本校の位置は、滋賀県守山市三宅町250番地とする。

(併設型中高一貫教育)

第5条 本校は、学校教育法第71条の規定にもとづき、立命館守山中学校との一貫教育を実施する。

(学校評価)

第6条 校長は、本校の教育活動および学校運営の状況について自己評価を行う。

- 2 校長は、前項に定める自己評価の結果をふまえて学校関係者評価を行う。
- 3 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を公表する。
- 4 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を理事長に報告する。

(学校評議員)

第7条 本校に学校評議員を置く。

- 2 学校評議員に関する必要な事項は、学校評議員規程による。

第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第8条 本校の修業年限は3年とする。

(在籍年限)

第9条 本校の在籍年限は最長6年とする。

(学年)

第10条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に定める日

(2) 日曜日

(3) 土曜日のうち、校長が定める日

(4) 学園創立記念日

(5) 春季休業日 4月1日から4月7日まで

(6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(7) 冬季休業日 12月24日から1月7日まで

(8) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

(9) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認めた日

2 教育上必要があり、かつ、やむをえない事情がある場合は、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 課程・学科及び収容定員

(課程・学科、収容定員)

第13条 本校の課程・学科および定員は次のとおりとする。

全日制課程普通科

入学定員320名 収容定員960名

第4章 教育課程及び授業日数

(教育課程)

第14条 教育課程は別表1に定める。

2 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準にもとづき編成する。

3 教育課程の編成にあたっては、立命館守山中学校との協議を経る。

(授業日数)

第15条 授業日数は毎学年175日以上とする。

第5章 学習の評価・評定及び課程の修了、卒業

(学習評価・評定)

第16条 学習の評定は5段階とする。ただし、数値的な評価になじまないものはこの限りではない。

2 学習の評価および評定に関する必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第17条 各学年の課程の修了は、別に定めるところにより校長が認定する。

2 各学年の課程の修了認定は、学年末に行う。ただし、第34条により留学を許可された場合は、この限りではない。

(原級留置)

第18条 校長は、学年の課程を修了することができない生徒に対し、教育上必要があると認められる場合は、別に定めるところにより、原級に留め置くことがある。

(卒業認定)

第19条 校長は、全学年の教育課程を修了したものに対し、卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

第6章 職員組織

(職員組織)

第20条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教頭
- (4) 主幹教諭
- (5) 教諭
- (6) 養護教諭
- (7) 司書教諭
- (8) 講師
- (9) 事務長
- (10) 事務職員
- (11) その他必要な教職員

2 前項に定めるもののほか次の者を置く。

- (1) 学校医
 - (2) 学校歯科医
 - (3) 学校薬剤師
- (校務の運営)

第21条 本校の運営は、学校法人立命館の設置する小学校、中学校および高等学校運営規程による。

第7章 入学、退学、転学、休学、留学等
(入学資格)

第22条 本校の第1学年に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、入学者の選抜に合格した者、または第24条第3項に該当する者とする。

- (1) 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者または中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 学校教育法第57条および同法施行規則第95条の規定により、校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第23条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書のほか別に定める書類および入学検定料を添えて校長に願い出なければならない。

2 入学検定料の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(入学者の選抜)

第24条 入学志願者に対し、入学者選抜要項により入学者の選抜を行う。

2 前項の選抜による合格者は、校長が決定する。

3 立命館守山中学校の教育課程を修了した入学志願者に対しては、入学者の選抜を行わない。

(入学許可)

第25条 入学者の選抜に合格した者、または前条第3項に該当する者は、所定の期日までに入学金を納付し、別に定める書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学金の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(保護者)

第26条 入学者の選抜に合格した者、または第24条第3項に該当する者の親権者または後

見人は、保護者として届け出たうえ、誓約書を提出しなければならない。

- 2 保護者は、学校の教育活動に協力しなければならない。
- 3 保護者は、住所や氏名などの届出内容を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 保護者が死亡または失踪したとき、新たな保護者は速やかに届け出なければならない。

(編入学)

第27条 校長は、教育上支障がないと認められる場合は、第1学年の途中または第2学年以上の相当の学年に編入学を許可することができる。

- 2 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第28条 校長は、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合は、第1学年の途中または第2学年以上の相当の学年に転入学を許可することができる。

- 2 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編転入学資格)

第29条 編入学または転入学できる者は、相当年齢に達し、校長が前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認めた者とする。

(再入学)

第30条 本校を退学または除籍になった者が再入学を志願するときは、校長に願い出ることができる。ただし、第37条第1項第2号による除籍、または懲戒による退学の場合は、再入学することはできない。

- 2 再入学を願い出ることができる期間は、退学または除籍となった年度から翌年度の所定の日までとする。
- 3 校長は、第1項の願い出が正当であり、教育上支障がないと認められる場合は、再入学を許可することができる。
- 4 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編転入学・再入学の志願、選抜、入学手続き、保護者)

第31条 編入学、転入学および再入学は、第23条から第26条までを準用する。

(休学)

第32条 生徒が疾病その他やむをえない事情により3か月以上出席できないときは、校長に休学を願い出ることができる。

- 2 校長は、前項の願い出が正当であると認めた場合は、休学を許可することができる。

3 休学期間は当該年度内で3か月以上とする。ただし、留学を理由とする休学の場合はこの限りではない。

4 休学期間を越えても復学できないときは、校長は退学を命ずることがある。

5 休学に関する必要な事項は、別に定める。

(復学)

第33条 休学中の生徒が復学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、校長に留学を願い出ることができる。

2 校長は、前項の願い出が教育上有益であると認められる場合は、1年の範囲内でこれを許可することがある。

3 校長は、留学先での履修を本校における履修とみなし、別に定めるところにより単位の修得を認定することができる。

4 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(転学)

第35条 生徒が他の学校に転学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第36条 生徒が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

(1) 授業料、フロンティアコース費、教育充実費または在籍料を納めない者

(2) 在籍年限を超えた者

(3) 休学期間を超えてなお復学しない者

(4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者

(5) 入学手続き完了者で、就学意思がない者

(6) 死亡した者もしくは行方不明になった者

2 除籍に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 学費等

(授業料等およびその他納付金)

第38条 授業料等とは、授業料、フロンティアコース費および教育充実費をいう。

- 2 入学検定料、入学金、授業料等および在籍料（以下、「学費等」という。）の額は別表2に定める。

(学費等の納付)

第39条 保護者は、生徒の在学中、所定の期日までに授業料等を納付しなければならない。

- 2 保護者は、休学を許可された場合、在籍料を納付しなければならない。
- 3 特別な事情のある場合は、別に定めるところにより、授業料等を減免することがある。
- 4 学費等の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(学費等の返還)

第40条 すでに納入した学費等の納付金は、返還しない。

- 2 前項にかかわらず、退学、転学、除籍、休学、休学取消し、休学期間の延長または休学期間の短縮があった者については、授業料等または在籍料に相当する既納付額を返還することがある。

第9章 賞罰

(表彰)

第41条 校長は、学業および学校生活などにおいて他の生徒の模範となる生徒に対し、表彰することがある。

(懲戒および特別な指導)

第42条 校長および教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒および特別な指導を行うことができる。

- 2 懲戒のうち、訓告、停学および退学の処分は、校長が行う。
- 3 懲戒および特別な指導の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

第43条 削除

(賠償)

第44条 生徒が本校の施設、設備または備品を破損または紛失した場合、保護者に賠償を求めることがある。

- 2 保護者は前項により賠償を求められたときは、速やかに賠償しなければならない。

第10章 改廃

(改廃)

第45条 この学則の改廃は、理事会において決定する。

附 則

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 この学則の定めにかかわらず校長は、2005年度以前の入学者について休業日、休学、履修および学費納付等の取扱いを従前の例にしたがい別に定めることができる。

附 則（2007年1月26日理事会議案第68号および2007年3月1日滋賀県知事届出受理による立命館守山中学校との中高一貫教育の実施、位置変更および学費改定に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、学費改定については、2007年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則（2008年3月28日理事会議案第63号および2008年3月31日滋賀県知事届出受理による学校教育法改正、教育課程変更および学費改定に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行し、2008年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則（2009年1月23日理事会第66号および2009年3月31日滋賀県知事届出受理による休業日の変更、授業日数の表記、文言上の修正および学費改定に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行し、2009年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則（2009年10月30日情報ビジネス科、生活総合科および英語科廃止に伴う学則の一部変更）

この学則は、2009年10月30日より施行する。

附 則（2010年1月22日理事会第39号および2010年3月31日滋賀県知事届出受理による学費改定およびフロンティアサイエンスコース（特別理系進学コース）の設置による教育課程変更に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行し、2010年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則（2010年3月26日理事会第61号および2010年3月26日滋賀県知事認可による入学定員および収容定員の変更）

この学則は、2010年4月1日から施行し、2010年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則（2011年3月25日理事会第65号及び2012年8月27日滋賀県知事届出受理による、章立て・学籍事項等の整理に伴う変更および納付金の表記の見直しに伴う別表2の変更）

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2012年3月23日理事会第68号および2012年7月3日滋賀県知事届出受理による、教育課程表の一部変更）

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2012年11月30日理事会第32号および2013年4月8日滋賀県知事届出受理による、懲戒に関する事項の見直しに伴う変更）

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2013年3月22日理事会第62号および2013年4月8日滋賀県知事届出受理による、教育課程の変更に伴う一部変更）

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2014年3月28日理事会第54号および2014年4月15日滋賀県知事届出受理による、学期制および教育課程の変更に伴う一部変更）

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2015年1月23日 教育課程の変更に伴う一部変更）

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2016年3月25日授業料等の返還方法の変更に伴う一部変更）

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2017年3月24日教育課程表の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、別表1全日制課程普通科教育課程表（2014年度から2015年度までの入学者に適用）は、2014年4月1日から適用する。
- 3 第1項にかかわらず、別表1全日制課程普通科教育課程表（2016年度以降入学者に適用）は、2016年4月1日から適用する。

附 則（2018年1月26日教育課程表の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、別表1全日制課程普通科教育課程表（2016年度および2017年度入学生に適用）の文系物理演習の追加および文系生物演習の履修の方法の変更は、2016年4月1日から適用する。

附 則（2019年1月25日 コース名の変更および学費改訂に伴う一部変更）

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2020年3月27日 授業日数改定に伴う一部変更）

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2021年3月26日 教育課程表の変更に伴う一部変更）

この学則は、2021年3月26日から施行し、2019年4月1日から適用する。

この学則は2022年4月1日から施行する。

この学則は、2023年4月1日から施行する。

この学則は、2025年4月1日から施行する。

全日制課程普通科教育課程表

教科	科目	1年		2年						3年					
		ア カ デ メ イ ア コ ー ス ・ グ ロ ー バ ル コ ー ス	フ ロ ン テ ィ ア コ ー ス	アカデ ミアコ ース		グローバ ルコース		フロンテ ィアコ ース		アカデ ミアコ ース		グローバ ルコース		フロンテ ィアコ ース	
				理 系	文 系	理 系	文 系	理 系	文 系	理 系	文 系	理 系	文 系	理 系	文 系
国語	現代の国語	2	2												
	言語文化	2	2												
	現代国語			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	古典探究				2		2		2		3		3		2

	国語演習A						1						2	
	国語演習B												◆2	◆2
	小論文												◆2	◆2
地理	地理総合	2	2											
	地理探究				○3		○3						▲3	▲3
歴史	歴史総合	2	2											
	日本史探究				○3		○3	3						
	世界史探究				○3		○3	2						
	日本史演習													■4
	世界史演習													■4
	地歴・公民演習												1	
公民	公共			2	2	2	2	2	2					
	政治・経済									2		2		
	公民演習												▲3	▲3
数学	数学Ⅰ	3	5											
	数学Ⅱ			4	4	4	4	4	4					
	数学Ⅲ									4		4		4
	数学A	2	3											
	数学B			2		2		2	2		3		3	
	数学C									2		2		3
	数学演習													3
	キャッチアップ		(1)											
理科	化学基礎	2	2											
	化学			3		3		3		2		2		3
	生物基礎	2	2											
	生物							□3		□4		□4		□3
	物理基礎			2	2	2	2	2	2					
	物理							□3		□4		□4		□3
	理科基礎演習													4
保健体	体育	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3

育	保健	2	2												
芸術	音楽 I			●2	●2	●2	●2	2	2						
	美術 I			●2	●2	●2	●2								
	書道 I			●2	●2	●2	●2								
外国語	英語コミュニケーション I	5	5												
	英語コミュニケーション II			4	4	4	4	4	4						
	英語コミュニケーション III									4	4	4	4	4	4
	Expression I			2	2			2	2						
	Expression II									2	2				
	Critical Thinking I					2	2								
	Critical Thinking II											2			
	Academic Writing											2			
	英語演習												2	2	
	キャッチアップ		(1)												
家庭	家庭基礎	2	2												
情報	情報 I			2	2	2	2	2	2						
学校設定	共創探究 I			2	2	2	2								
	共創探究 II A									2	2				
	グローバルAP I											2			
	サイエンスAP I											2			
	Science English											2			
	国際協力										2		2		
	文社選択1										2		2		
	文社選択2										2				

	理数選択									2		2			
総合的	Thinking Design	1	1												
な探究	共創探究ⅡB									2	2				
の時間	グローバルAPⅡ												2		
	サイエンスAPⅡ											2			
	共創探究F							2	2						
特別活動		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
単位数計		30	33	30	30	30	30	34	34	30	30	30	30	33	33

○・●・▲・□・◆・■については、それらの科目のうち1科目を必履修する。

別表2（第38条関係）

(1) 入学検定料

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学	20,000

(2) 入学金

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学	120,000

(3) 授業料等（年額）

(単位：円)

名称	金額
授業料	630,000
フロンティアコース費	50,000
教育充実費	240,000

(4) 在籍料（月額）

(単位：円)

	金額
在籍料	1,000